

気象情報提供サービス等使用許諾契約

1. 件名

気象情報提供サービス等使用許諾契約

2. 目的・概要

守口市の防災業務時における迅速かつ的確な職員配備体制の判断のため、管轄地域の気象特性・地域特性や過去の災害履歴に基づいて判定された災害リスクスケールなどの必要な情報を得ることを目的とする。

3. 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日～令和13年3月31日とする。
(365日24時間体制の監視及び電話連絡に対応すること。)

4. 契約業務

- ①総合気象監視・予測業務
- ②気象情報システムによる防災・気象情報提供業務
- ③気象情報の通知・連絡業務
- ④守口市内(2箇所)の降雨量計測・通知業務

5. 業務内容

- ①サービス対象地域の気象特性・地域特性や守口市の過去の災害履歴の分析結果、及び最新の気象見解に基づいた災害リスクスケールを提供すること。
- ②インターネットを利用した業務用 WEB サイト等により、守口市の防災業務に必要となる様々な情報や機能の提供を行うこと。
- ③業務用 WEB サイト等の表示対象デバイスは、PC・スマートフォン・タブレットとする。
- ④サービス対象地域に関するリスク・コミュニケーションを 24 時間体制で行うこと。
- ⑤提供するサービスについて、サービス開始前に担当部署との協議によって定める評価項目に従って、サービス利用の効果を評価・検証すること。

6. 業務内容の詳細

- ①対象アカウント数(ID 数)
40 アカウント
- ②近隣地域等複数地点の状況が把握できること。(最大 20 地点)
- ③提供情報
 - 1) 雨雲レーダー
 - 2) 実況観測情報(雨量、水位)
 - 3) 拠点毎詳細天気情報(72 時間先 1 時間毎の天気、降水量、気温、風向、風速)
 - 4) 積算降水量(24 時間前から 72 時間後 1 時間毎の積算降水量)
 - 5) 台風進路・暴風域予測
 - 6) 線状降水帯・豪雨リスク予測
 - 7) 危険度分布(キクル)
 - 8) 周辺情報
 - 9) 災害リスクスケール(72 時間先まで)
 - 10) 報告書作成支援(過去データ提供)
 - 11) 土壌雨量・表面雨量指數
 - 12) その他、一般気象情報

なお、以下項目については、スマートフォン・タブレットでも確認ができること。

- 1) 雨雲レーダー
 - 2) 実況観測情報(雨量、水位)
 - 3) 拠点毎詳細天気情報(72時間先 1時間毎の天気、降水量、気温、風向、風速)
 - 4) 積算降水量(24時間前から 72時間後 1時間毎の積算降水量)
 - 5) 台風進路・暴風域予測
 - 6) 雨雲情報に関するPush通知機能
 - 7) その他、一般気象情報
- ④緊急情報メール配信機能
実況等(雨量計、水位計等閾値超え)によるアラートや、気象注意報警報のメール通知を行う。
なお登録メールアドレスについては「対象アカウント数(ID 数)」を上限とする。
- ⑤独自観測データの提供
1)守口市独自の観測地点として、以下の箇所に観測機を設置し、観測データの確認ができます。
観測地点：守口市役所及び東部エリアコミュニティセンター
観測項目：雨量
2)観測データの収集状況を監視し、異常が生じた場合には、その原因の切り分けを行うものとする。また、観測機の機器類の故障等については、速やかに機器類の交換を行うなど対応すること。
3)サービス提供に必要な観測機の設置場所、電源の確保については、守口市と協議を行う。
- ⑥リスクコミュニケーションサービス
守口市における大雨による被害が発生する可能性の有無を24時間体制で監視する。
また、災害リスクスケールが発表された場合には、指定の連絡先に電話等による連絡を行い、今後の気象状況などについての解説を行うものとする。

7.保守・メンテナンス

システム障害や通信障害が発生した際には、速やかに情報提供を行うこと。また、当該事象への問い合わせが可能であること。
また、保守・メンテナンス対応は、事象発生時において速やかに実施すること。

8.利用範囲

守口市職員が利用することとし、1アカウントあたりの利用者は1名(1端末)とする。また、異動等により利用者が変更となる場合は、速やかにアカウント削除、再発行等の対応を行うこと。

9.その他

- ①提供サービスにおける障害発生時は、検知次第速やかに原因究明、復旧対応を行うこと。
- ②当該業務において提供される情報は、予報としての性格上、不可知の要素を含んでいるため、それらにより引き起こされた損害に対する責は問わないものとする。
- ③仕様書に定めのない事項については、必要に応じて両者の協議に基づき定めるものとする。

以上